

商 法 (100 点)

第1問

P株式会社は、Q株式会社の総株主の議決権の約70パーセントを有している。P社およびQ社は、P社を存続会社、Q社を消滅会社とする合併契約を締結した。合併条件は、Q社株式100株に対してP社株式1株を割り当てるというものであり、金銭の交付についての定めはなかった。Xは、Q社株式190株を保有する株主であるところ、この合併条件は著しく不当であると不満を持っている。この合併契約は、P社の株主総会決議により承認され、Q社の株主総会においても、Xは反対したが、承認の決議がなされた。

(1) この合併により、Xの有するQ社株式はどのように扱われることとなるか。

(2) この合併の効力発生前に、Xが会社法上求め得る救済には、どのようなものがあるか。

(3) この合併の効力発生後に、Xが会社法上求め得る救済には、どのようなものがあるか。

第2問

P株式会社は、個人商人Aに納入した商品の代金の支払に関してAから振出を受けた約束手形（以下「本件手形」という）の受取人である。P社の代表取締役Bは、本件手形を取引先であるQ株式会社に裏書譲渡するため、本件手形の第一裏書人欄に、「P株式会社代表取締役B」の署名をし（第一被裏書人欄は白地）、P社のオフィス内にあるBの机の上に本件手形を置いたまま外出した。P社がオフィスの清掃を外注している清掃業者の職員であるCは、清掃中に発見した本件手形を勝手に持ち出し、本件手形の第一被裏書人欄を白地にしたまま、本件手形の第二裏書人欄にCの署名をして、これを知人であるDに裏書譲渡した。Dは、P社がCに本件手形を譲渡することは非常に不自然であり、Cは本件手形を盗取したのであり実際は無権利者であるという強い疑いを抱いたが、そのことを立証できる証拠を有していないことから、Cの要求に抗しきれず、本件手形をCから取得した。

以上の事実関係を踏まえて、（1）と（2）について検討しなさい。なお、（1）と（2）はそれぞれ独立の設問である。

（1）Dは、満期前に本件手形をEに裏書譲渡した。Eは、本件手形の振出の後の流通過程に生じた事情をまったく知らず、Dが本件手形の正当な権利者であると信じて、本件手形をDから取得した。Eは、Aに対して手形金の支払を請求することができるか。

その場合において、Eの請求に対し、Aが本件手形の支払をしなかったとき、Eは、P社に対して遡求することができるか。なお、手形法が定める遡求権保全の要件は満たされているものとする。

（2）Dは、本件手形を譲渡せずに満期まで保有し続け、満期においてAに対して手形金の支払を請求したが、Aは支払をしなかった。この場合、Dは、Cに対して遡求することができるか。なお、手形法が定める遡求権保全の要件は満たされているものとする。